

**広島県警察本部別館基町庁舎ほか
自動販売機設置事業仕様書
[令和7年度一般競争入札]**

広島県警察本部総務部施設課

目 次

1 貸付場所、設置種類及び貸付面積	1
2 貸付期間	3
3 契約の方法等	3
4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件.....	4
(1) 商品	
(2) 自動販売機	
(3) 使用済み容器の回収	
(4) その他	
5 自動販売機の管理運営	5
(1) 管理・運営	
(2) 自動販売機設置時の手続き	
(3) 自動販売機設置に伴う事故	
(4) 商品等の盗難及び破損	
6 自動販売機設置事業者の遵守事項等	6
(1) 使用用途の指定	
(2) 使用用途以外の利用等	
(3) 営業上の注意	
(4) 再委託等の制限	
(5) 譲渡又は転貸の禁止	
(6) 搬入・搬出等	
(7) 営業の報告	
(8) 連絡体制	
(9) 清掃及びゴミ処理	
(10) 打合せ等	
(11) 情報の適正な管理	
(12) 個人情報の保護	
(13) 事業の履行に関する措置	
(14) 契約終了時の貸付物件の引き渡し等	
(15) その他	
7 貸付料及び必要経費の支払	8
(1) 貸付料	
(2) 必要経費	
8 連帯保証人	8
9 解除通知	9
10 原状回復	9
11 保険加入等	9
12 その他	9
(1) 広島県警察の災害対策業務等への協力	
(2) 駐車場	
(3) その他	

(添付書類)

- 自動販売機貸付場所の位置図
- 自動販売機の必要経費の取扱いについて

広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業仕様書

1 貸付場所、設置種類及び貸付面積

(添付の位置図を参照してください。)

物件番号	貸付場所 (施設名、所在地及び設置場所)	位置図 (図面記号)	貸付番号	設置種類	貸付範囲 (m ²)	
①	警察本部別館基町庁舎 (広島市中区基町1-4)	西館庁舎 非常階段付近	A	1	缶・ペットボトル	1.82
	警察本部別館宇品東庁舎 (広島市南区宇品東四丁目1-34)	正面駐車場	B	2		2.40
	警察本部科学捜査研究所庁舎 (広島市中区光南二丁目26-2)	1階(フロア)	C	3		1.57
	坂町警待機宿舎123号館 (安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目)	1階(廊下)	D	4		1.79
	広島中央警察署庁舎 (広島市中区基町9-48)	庁舎裏口(犬走り)	E	5		1.25
		庁舎裏口(犬走り)	E	6		1.49
		庁舎裏口(犬走り)	E	7		1.49
	広島東警察署庁舎 (広島市東区二葉の里三丁目4-22)	1階(フロア)	F	8		1.79
		庁舎裏口駐車場	F	9		1.79
	広島西警察署庁舎 (広島市西区商工センター四丁目1-3)	1階(フロア)	G 1	10		1.57
		1階(廊下)	G 1	11		1.33
		3階(廊下)	G 2	12		1.35
	広島南警察署庁舎 (広島市南区出汐二丁目4-65)	1階(フロア)	H	13		1.30
		庁舎裏口駐車場	H	14		1.79
		5階(廊下)	H	15		1.79
	安佐南警察署庁舎 (広島市安佐南区西原九丁目3-20)	1階(フロア)	I	16		1.20
		裏庭駐車場	I	17		1.79
	安佐北警察署庁舎 (広島市安佐北区可部四丁目14-13)	庁舎裏口(犬走り)	J	18		1.57
		正面玄関(屋外)	J	19		1.79
	佐伯警察署庁舎 (広島市佐伯区倉重一丁目26-1)	1階(廊下)	K	20		1.79
		1階(廊下)	K	21		1.79
	海田警察署庁舎 (安芸郡海田町つくも町1-45)	1階(廊下)	L	22		1.46
		1階(廊下)	L	23		1.57
	廿日市警察署庁舎 (廿日市市本町1-10)	庁舎裏口(コンクリート敷)	M	24		1.63
		1階(廊下)	M	25		2.36
	大竹警察署庁舎 (大竹市本町一丁目8-10)	庁舎裏口(犬走り)	N	26		1.46
	山県警察署庁舎 (山県郡安芸太田町大字加計3760-1)	庁舎裏口 (フロア軒下)	O	27		1.79

物件番号	貸付場所 (施設名、所在地及び設置場所)	位置図 (面記号)	貸付番号	設置種類	貸付範囲 (m ²)	
②	呉警察署庁舎 (呉市西中央二丁目2-4)	裏庭駐車場	P	28	缶・ペ ットボ トル	2.32
		裏庭駐車場	P	29		1.57
	呉警察署音戸分庁舎 (呉市音戸町南隱渡一丁目11-48)	庁舎裏口(コンクリート敷)	Q	30		1.79
		裏庭駐車場	R	31		1.79
	広警察署庁舎 (呉市広大新開一丁目5-6)	裏庭駐車場	R	32		1.79
		庁舎裏口(コンクリート敷)	S	33		1.33
	江田島警察署庁舎 (江田島市江田島町中央四丁目13-1)	庁舎正面横(犬走り)	T 1	34		1.57
		庁舎裏口(コンクリート敷)	T 1	35		1.57
		2階(廊下)	T 2	36		1.79
	竹原警察署庁舎 (竹原市中央一丁目1-13)	裏庭駐車場	U	37		1.48
		勝手口付近	V	38		1.79
③	福山東警察署庁舎 (福山市三吉町南二丁目5-31)	庁舎裏口(コンクリート敷)	W	39	缶・ペ ットボ トル	1.57
		庁舎裏口(コンクリート敷)	W	40		1.57
	福山西警察署庁舎 (福山市神村町3106-1)	裏庭駐車場	X	41		1.79
		1階	Y	42		1.42
	福山北警察署庁舎 (福山市神辺町大字新道上字三丁目14)	庁舎裏口(コンクリート敷)	Z	43		1.57
		庁舎裏口(コンクリート敷)	Z	44		1.57
	尾道警察署因島分庁舎 (尾道市因島土生町1900-3)	庁舎裏口(コンクリート敷)	AA	45		1.33
		裏庭駐車場	BB	46		1.68
	三原警察署庁舎 (三原市皆実三丁目2-6)	裏庭駐車場	BB	47		1.68
		庁舎裏口(コンクリート敷)	CC	48		1.72
	府中警察署庁舎 (府中市鵜飼町542-3)	庁舎裏口(コンクリート敷)	DD	49		1.24
		裏庭駐車場	EE	50	缶・ペ ットボ トル	1.46
④	三次警察署庁舎 (三次市十日市中二丁目6-6)	車庫	EE	51		1.65
		1階	FF	52		2.54
	庄原警察署庁舎 (庄原市中本町一丁目3-8)	裏庭駐車場	GG	53		1.57
		裏庭駐車場	N	54	紙カッ プ	1.46
⑤	大竹警察署庁舎 (大竹市本町一丁目8-10)	裏庭駐車場	P	55		1.45
		裏庭駐車場	GG	56		1.45
	安芸高田警察署庁舎 (安芸高田市吉田町吉田1204-2)	庁舎裏口(コンクリート敷)				

物件番号	貸付場所 (施設名、所在地及び設置場所)	位置図 (面記号)	貸付番号	設置種類	貸付範囲 (m ²)	
⑥	広島中央警察署庁舎 (広島市中区基町9-48)	庁舎裏口(犬走り)	E	57	紙パック	1.35
		庁舎裏口(犬走り)	E	58		1.45
	広島東警察署庁舎 (広島市東区二葉の里三丁目4-22)	1階(フロア)	F	59		1.06
	広島西警察署庁舎 (広島市西区商工センター四丁目1-3)	庁舎裏口(バルコニー)	G 1	60		1.06
	安佐南警察署庁舎 (広島市安佐南区西原九丁目3-20)	裏庭駐車場	I	61		1.79
	佐伯警察署庁舎 (広島市佐伯区倉重一丁目26-1)	裏庭駐車場	K	62		1.79
	廿日市警察署庁舎 (廿日市市本町1-10)	庁舎裏口(コンクリート敷)	M	63		1.29
	呉警察署庁舎 (呉市西中央二丁目2-4)	裏庭駐車場	P	64		1.57
	広警察署庁舎 (呉市広大新開一丁目5-6)	裏庭駐車場	R	65		1.06
	竹原警察署庁舎 (竹原市中央一丁目1-13)	裏庭駐車場	U	66		1.21
⑦	福山北警察署庁舎 (福山市神辺町大字新道上字三丁目14)	1階	Y	67		1.42
	牛田新町県警待機宿舎45・46号館 (広島市東区牛田新町二丁目)	土地	HH	68	缶・ペットボトル	2.54
	藤垂園県警待機宿舎36号館 (広島市佐伯区藤垂園)	土地	II	69		1.79

- ※1 貸付面積には、転倒防止器具、放熱余地、使用済容器回収ボックスの設置部分を含みます。
なお、回収ボックス設置方法及び使用済容器の回収方法の詳細については、事前に広島県警察の承諾を得れば、落札者間で協議の上、決定することができます。
- ※2 自動販売機は、貸付番号の場所ごとに1台を必ず設置してください。
- ※3 回収ボックスは、貸付番号の場所ごとに原則として1個設置してください。ただし、貸付番号1、2、25、28、52及び68の場所には必ず2個以上設置してください。
- ※4 貸し付ける物件は、飲料用自動販売機（酒類不可）の設置以外の用途で使用することはできません。
- ※5 自動販売機の主な利用者は、警察職員です。
- ※6 紙カップ式自動販売機の貸付場所周辺には、水道管が敷設されています。
- ※7 貸付番号64及び67は、紙パックのみでなく、紙パックと缶及びペットボトルの混合とすることができます。

2 貸付期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

※更新はありません。

3 契約の方法等

- (1) 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき、自動販売機を設置するための県有行政財産の貸付けであり、契約期間の満了により当然に終了

し、契約の更新はありません。

- (2) 地方自治法第238条の5第4項の規定（同項を準用する場合を含む。）に基づき、広島県警察において公用又は公共用に供する必要が生じたときは、契約を変更又は解除することがあります。
- (3) 自動販売機設置事業者が広島県警察の定める貸付条件等に違反したときは、契約を解除することがあります。
- (4) 本契約は、貸付期間中の貸付場所等の存続を保証するものではありません。広島県警察の都合により、貸付場所への自動販売機の設置を継続することができないこととなった場合は、契約を変更又は解除ことがあります。

4 設置する自動販売機の商品、規格及び条件

(1) 商品

ア 販売可能商品

缶容器・ペットボトル容器、紙カップ又は紙パック入りの清涼飲料水類（酒類不可）とします（詳細は1を参照）。

イ 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）

(ア) 基本事項

商品の販売価格は、市場価格より安価な価格設定としてください。ただし、飲料メーカーとの取り決めにより定価販売しかできない商品については、定価販売を認めることとします。

(イ) 商品販売価格の改定

飲料メーカーの都合により商品価格を改定する場合は、広島県警察へ事前連絡の上、改定を行ってください。

(2) 自動販売機

ア 設置台数

貸付番号の場所ごとに1台を必ず設置してください。

イ 大きさ

貸付面積の範囲内で設置可能な自動販売機を設置してください。重量（最大数の商品が入っている状態）については、事前に広島県警察との協議の上、自動販売機を設置してください。

ウ デザイン

自動販売機のデザイン（外観色を含む。）は、周辺環境に配慮するなど、可能な限りユニバーサルデザインとします。

エ 環境対策

自動販売機の機種は、省エネ対応とし、「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とします。また、ノンフロン対応とした機種等に努めるものとします。

オ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）及び「自動販売機据付規準」（清涼飲料自販機協議会作成）を遵守した措置を講じるものとします。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとします。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければなりません。

カ 防犯対策

(ア) 硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使

用による犯罪の防止に万全を尽くすものとします。

(イ) 屋内設置であっても「自販機堅牢化技術基準」(日本自動販売システム機械工業会作成)を遵守し、犯罪防止に努めるものとします。

(3) 使用済容器の回収

回収ボックスは、貸付面積内に設置するものとします。また、回収ボックスの設置は、原則、自動販売機1台に1個又は2個の割合で自動販売機付近（貸付面積内）に設置し、定期的に使用済容器を回収することとします。ただし、使用済容器があふれるなど回収ボックス1個又は2個では足りない場合は、貸付面積の範囲内で、広島県警察との協議により複数個設置するものとします。

ア 素材は、プラスチック製又は金属製とします。

また、大きさは、1個につき、概ねW0.50m×D0.50mとします。

イ 容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶、ペットボトル等の使用済容器があふれたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とします。

ウ 使用済み容器は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理することとします。また、使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙などの一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ることとします。

(4) その他

ア 自動販売機設置事業者において、商品の補充及び変更、売上金の回収及び釣銭の補充並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこととします。

イ 自動販売機設置事業者において、賞味期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこととします。

ウ 自動販売機設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応することとします。

エ 自動販売機設置事業者において、キャッシュレス決済や新紙幣・新硬貨に対応する自動販売機を設置するなど、利便性の向上に努めるものとします。

5 自動販売機の管理運営

(1) 管理・運営

ア 自動販売機の設置、維持管理及び撤去に係る費用は、自動販売機設置事業者が全て負担するものとします。

イ 売上手数料は徴収しません。

ウ 売上は自動販売機設置事業者の収入とし、自動販売機の設置（転倒防止用鉄板等の設置及び撤去を含む。）及び運営に係る人件費・光熱水費・搬入搬送費等、自動販売機設置及び原状回復に係る一切の費用は自動販売機設置事業者が負担することとします。

エ 建物（天井・壁・床）に広島県警察が設置した機器等について、小破修繕及び自動販売機設置事業者の責めに帰する修繕は、原則として自動販売機設置事業者の負担とします。

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときにおいて、自動販売機設置事業者自らが投じた有益費及び必要費があつても、自動販売機設置事業者はこれらを一切広島県警察に請求することはできません。

オ 広島県警察で設置した機器等が故障又は劣化等により使用不能になった場合は、原則として広島県警察の負担で撤去等するものとします。その際、機器等を改めて設置する必要がある場合は、自動販売機設置事業者に応分の負担を求める場合があります。

カ その他修繕の負担で疑義等が生じた場合は、広島県警察と自動販売機設置事業者が協議するものとします。

(2) 自動販売機設置時の手続き

自動販売機設置事業者は、自動販売機を設置又は入替しようとするときは、あらかじめ自動販売機設置承認申請書（様式第7）を広島県警察に提出してその承諾を受けなければいけません。

(3) 自動販売機設置に伴う事故

広島県警察の責めに帰する事由による場合を除き、自動販売機設置事業者がその責めを負います。

(4) 商品等の盗難及び破損

ア 広島県警察の責めに帰することが明らかな場合を除き、広島県警察はその責めを負いません。

イ 自動販売機設置事業者は、商品及び自動販売機が破損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければなりません。

6 自動販売機設置事業者の遵守事項等

(1) 使用用途の指定

貸付物件は、自動販売機の設置のみに使用するものとし、広島県警察本部別館基町庁舎ほか自動販売機設置事業募集要領（以下「募集要領」という。）及び本仕様書等を遵守していただきます。

(2) 指定用途以外の利用等

ア 指定した用途以外に貸付物件を使用することは認めません。

イ 指定用途及び貸付面積の範囲内において、本仕様書で広島県警察が定めた自動販売機の設置種類及び設置台数を遵守しなければなりません。

ウ 貸付けを受けた場所は、善良な管理者としての注意をもって維持保全に努めなければなりません。

エ 貸付物件について、大規模災害時等に、広島県警察で一時的に使用することができます。

また、その際、自動販売機設置事業者で設置している自動販売機等の撤去等をお願いする場合があります。

オ その他広島県警察の規則等により定められた使用制限等を遵守しなければなりません。

(3) 営業上の注意

ア 営業許可の申請

食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の申請、その他法令が定める諸官庁への申請・届出等については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で実施してください。

イ 必要な資格等

自動販売機設置等に係る運営に当たり、必要となる資格又は資格者は、全て自動販売機設置事業者の責任と負担で対応してください。

ウ 衛生管理

自動販売機設置事業者は、自動販売機設置に関する衛生管理に十分注意を払うとともに、食品衛生上の問題については、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処してください。

エ 施設等の管理に係る法定点検等の実施・協力

広島県警察が行う電気設備等の法定点検等（絶縁測定等）に関し、自動販売機設置事業者は協力してください。また、自動販売機設置事業者は日ごろから衛生管理等に努め、必要な点検等を自動販売機設置事業者において、実施してください。

なお、清掃等を実施する際には、事前に広島県警察に連絡してください。

(4) 再委託等の制限

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置及び管理を第三者に委託し、又は請け負わせてはいけません。ただし、事前に書面により広島県警察の承認を受けた場合は、この限りで

はありません。

(5) 謲渡又は転貸の禁止

自動販売機設置事業者は、自動販売機の設置に係る一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸付け又は承継させてはいけません。また、その権利を担保に供してはいけません。

(6) 搬入・搬出等

自動販売機設置事業者は、関係法規及び広島県警察の庁舎管理者等が定める規定を遵守し、自動販売機等の搬入・搬出・運搬等を行ってください。その際、事前に広島県警察の承認を得るものとします。

(7) 営業の報告

自動販売機設置事業者は、本事業により設置した自動販売機ごとの毎月の売上本数及び売上額を広島県警察に報告してください。

(8) 連絡体制

通常時及び緊急時の連絡体制及び連絡先を広島県警察に報告してください。連絡体制又は連絡先に変更があった場合は同様に報告してください。

(9) 清掃及びゴミ処理

自動販売機設置事業者は、常に自動販売機の周辺等を清掃し、清潔に保ち、空き缶・空きペットボトル等については、関係法令を遵守し、適切に処理してください。また、自動販売機設置により発生したゴミの処分に係る一切の費用は自動販売機設置事業者の負担とします。

(10) 打合せ等

自動販売機設置事業者は、業務の遂行に当たり、必要に応じて広島県警察と打合せを行うものとします。

(11) 情報の適正な管理

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を通じて知り得た情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはなりません。また、本事業に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければなりません。契約終了後もまた同様とします。

(12) 個人情報の保護

自動販売機設置事業者(再委託をした場合は再委託先を含む。)は、本事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守するものとします。

(13) 事業の履行に関する措置

広島県警察は、本事業(再委託した場合を含む。)を履行するに当たって、著しく不適当と認められるときは、自動販売機設置事業者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを要求します。自動販売機設置事業者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、広島県警察の指示に従い、必要な措置を講じるものとします。

(14) 契約終了時の貸付物件の引き渡し等

自動販売機設置事業者は、本事業が終了したときは、速やかに施設の原状回復を行い、広島県警察に対して円滑な貸付物件の引渡しを行うものとします。

なお、原状回復に要した費用は自動販売機設置事業者が負担することとし、自動販売機設置事業者は、広島県警察に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した必要費、有益費その他一切の費用について、補償を請求することができません。

(15) その他

自動販売機の故障、自動販売機及び商品に対する問い合わせ又は苦情については、自動販売機設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時等の連絡先を明記してください。

7 貸付料及び必要経費の支払

(1) 貸付料

ア 年額の貸付料は、落札価格とします。

イ 自動販売機設置事業者は、広島県警察の発行する納入通知書により、年額の貸付料を毎年度4月30日までに支払わなければなりません。ただし、年度第1回目の納期限前までに賃貸借期間が終了（解除を含む。）した場合は、広島県警察の指定する日までに支払うものとします。

ウ 自動販売機設置事業者は、貸付料を分割して納付することを、広島県警察に申し出ることができるものとします。納付回数及び納期限は協議により決定します。ただし、納期限は、初回は4月30日まで、2回目以降は対応する貸付期間の開始前までとなります。

エ 契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、延滞金の支払を申し受けるとともに、契約を解除することがあります。

オ 貸付料を指定期日までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年14.5%（ただし、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.25%の割合に満たない場合には、その年中においては、その年における延滞金特例基準割合に年7.25%の割合を加算した割合とする。）の割合で算定した延滞金を加算して広島県警察に支払っていただきます。

なお、契約締結後、貸付料の支払が指定期日までに行われなかった場合には、契約を解除する場合があります。

カ 納付済みの貸付料は返還しません。ただし、地方自治法第238条の5第4項の規定に基づき契約を変更又は解除した場合その他広島県警察が必要と認めた場合は、既に納付された貸付料の全額又は一部を返還する場合があります。

(2) 必要経費

自動販売機の稼働に伴い必要となる電気使用料及び水道使用料を貸付料とは別に支払っていただきます。

ア 電気使用料

（ア） 物件番号①～⑥の自動販売機に係る電気使用料は、別添資料「自動販売機の必要経費の取扱いについて」において定める計算方法により算定した金額を広島県警察へ支払うものとし、広島県警察が発行する納入通知書等により、広島県警察の指定する期日までに納入してください。

（イ） 物件番号⑦の自動販売機に係る電気使用料は、自動販売機設置事業者が電気事業者と直接、電気供給契約を締結し、その電気使用料を電気事業者へ直接支払ってください。

イ 水道使用料

物件番号⑤の自動販売機に係る水道使用料は、別添資料「自動販売機の必要経費の取扱いについて」において定める計算方法により算定した金額を広島県に支払うものとし、広島県警察が発行する納入通知書により、広島県警察の指定する期日までに納入してください。

8 連帯保証人

広島県公有財産管理規則（昭和39年規則第31号）第28条の2の規定により準用する第32条の規定により連帯保証人を立ててください。

なお、連帯保証人が個人の場合における民法第465条の2第2項の極度額は、契約締結時の1年間分の貸付料相当額とします。また、自動販売機設置業者は、契約締結時に連帯保証人に対し、民法第465条の2第1項各号に定める事項について真実かつ正確な情報の提供を行うものと

します。

9 解除通知

自動販売機設置事業者が貸付料を滞納した場合は、相当の期間を定めて、催告の上、契約を解除します。

10 原状回復

自動販売機設置事業者は、貸付期間が満了したときはその日までに、契約が解除されたときは広島県警察の指定する期日までに貸付物件を原状に回復して返還するとともに、借受財産返還書（様式第9）を提出してください。ただし、広島県警察と協議し、原状に回復する必要がないと認める場合は、借受財産返還書の提出のみで足ります。

11 保険加入等

自動販売機設置事業者は、食中毒、火災等に係る賠償保険に加入するなど、自動販売機により発生した食中毒、火災等に対して、全て自動販売機設置事業者の責任と負担において対処するものとします。

12 その他

(1) 広島県警察の災害対策業務等への協力

自動販売機設置事業者が提供可能な範囲で、災害警備対策本部設置時等の従事職員等に対する飲料供給に御協力ください。

(2) 駐車場

自動販売機への商品補充等を行うに際し、駐車スペースを必要とする場合は、事前に広島県警察へ連絡し、広島県警察の承認を受けてください。

(3) その他

事業の実施に関し疑義があるとき又は仕様書等に定めのない事項については双方協議の上、解決するものとします。